

第11回厚生労働省国立研究開発法人審議会

厚生科学研究評価部会 議事録

○日時 令和3年12月16日（木）16：00～17：30

○場所 Web会議

○出席者

一條委員、大西委員、金倉委員、定本委員、清水委員、丸山委員

○議題

- (1) 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の第2期中長期目標（案）について
- (2) その他

○城本課長補佐 それでは、定刻になりましたので、前回、7月29日に続き、ただいまから第11回「厚生労働省国立研究開発法人審議会厚生科学研究評価部会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

厚生労働省大臣官房厚生科学課課長補佐の城本と申します。

議事に入るまでの間、議事進行を務めさせていただきます。

なお、本日の出席委員に関しましては、過半数を超えておりますので、本日の評価部会は、国立研究開発法人審議会令第6条第1項第2号に照らし、有効に成立しておりますことを御報告いたします。

続きまして、事務局を紹介いたします。

大臣官房厚生科学課長の佐々木でございます。

○佐々木厚生科学課長 佐々木です。よろしくお願いいたします。

○城本課長補佐 健康局健康課栄養指導室長の清野でございます。

○清野栄養指導室長 清野です。よろしくお願いいたします。

○城本課長補佐 それでは、本日の会議資料の確認をお願いいたします。

本日の配付資料といたしましては、議事次第。

資料1「医薬基盤・健康・栄養研究所第2期中長期目標（案）目次」。

資料2「医薬基盤・健康・栄養研究所第2期中長期目標（案）の概要について」。

資料3「医薬基盤・健康・栄養研究所第2期中長期目標（案）新旧対照表」。

資料4「医薬基盤・健康・栄養研究所評価に関する評価軸（案）等について」。

参考資料1「中長期目標・中長期計画スケジュール」。

参考資料2「『業務・組織全般の見直し』と次期中長期目標（案）の対応状況」。

参考資料3「独立行政法人の目標の策定に関する指針」。

参考資料4「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所に係る政策体系図等」。

参考資料5「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」となります。

資料をお手元に御準備いただけますでしょうか。

それでは、本日の会議の流れについて御説明いたします。

本日はオンライン会議となっております。御発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

御発言の際は、Zoomサービス内の「手を挙げる」ボタンを押していただくか、直接呼びかけていただくか、いずれでも結構でございます。

続きまして、本日の議事の説明に入らせていただきます。

本日の議事は、本年度が医薬基盤・健康・栄養研究所の中長期目標期間の最終年度に当たるため、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の第2期中長期目標（案）について御議論をいただきたいと存じます。

国立研究開発法人の中長期目標につきましては、研究開発成果の最大化に関する事項を

定めるとともに、総務大臣が決定した独立行政法人の目標の策定に関する指針に基づき策定することとされております。

また、中長期目標の策定に当たっては、独立行政法人通則法第35条の4第3項及び第4項の規定に基づき、あらかじめ総務省に設置されている独立行政法人評価制度委員会の意見を聞くとともに、それに先立って、各府省に設置されている研究開発に関する審議会の意見を聞かなければならないとされているところでございます。

このため、本日は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の第2期中長期目標（案）について御議論をいただきたいと存じます。

なお、次期中長期目標の策定に係る今後のスケジュールでございますが、参考資料1でお示ししているとおり、本日の部会と1月下旬に開催予定となっている総務省の独立行政法人制度委員会評価部会の意見を踏まえて、財務大臣との協議を経た後、2月中旬から下旬をめどに厚生労働大臣が目標を策定し、法人に指示するとともに公表を行います。

なお、法人は、第2期中長期目標を受けて第2期中長期計画を策定し、法人から厚生労働大臣へ認可申請がなされ、大臣がこれを承認し、来年4月から実施するという流れになっております。

それでは、今後の進行は、金倉部会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○金倉部会長 ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思ひます。

まず、議題1の「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の第2期中長期目標（案）について」事務局より資料1、資料2の説明をお願いします。

○城本課長補佐 それでは、資料1を御覧ください。

第2期中長期目標（案）の目次となります。

下線の箇所は、第1期中長期目標から、文言などを一部修正した箇所となります。

また、新規に追加した事項としては、左側に「新」と記載のある2か所となります。

「第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」については、第1期中長期目標では「A. 医薬品等に関する事項」。

「B. 健康と栄養に関する事項」。

「C. 統合による相乗効果を発揮するための研究に関する事項」の3区分で整理しておりましたが「C. 統合による相乗効果を発揮するための研究に関する事項」については、当中長期目標期間で医薬基盤研究所内にAI健康・医薬研究センターを設置するなど、両研究所の専門性を融合し、新たな研究分野を開拓し、研究を進めてきたところです。

次期中長期目標では、当該研究事項に関しまして、より法人一体となって、自然融合的に取り組むことを期待しております。

こうした点も踏まえ、事項Cを削除し、新たに第3のAの1の「（3）免疫・腸内細菌叢研究に基づく個別最適化生活習慣病等対策に係る研究及び支援」に整理することとし、

大事項はAとBの2事項に整理・統合しております。

また「B. 健康と栄養に関する事項」は、これまで研究に関する事項として、研究事業を一くくりで評価するよう整理しておりましたが、記載のとおり、新たに事項立てし「1. 国民の健康寿命延伸に資する科学的根拠を創出する基盤的・開発的研究に関する事項」。

「2. 栄養・食生活及び身体活動に関する指針作成、社会実装、政策提言に向けた研究に関する事項」。

「3. 国際協力・地域連携に関する事項」。

「4. 法律に基づく事項」として整理しております。

また、後ほど御説明いたしますが、今回、業務にめり張りをつけるといった観点から、事項を整理し、評価に関わる重要度について、新たに付しております。

その他の事項として、2ページの第4の1の「(3) 情報システムの整備・管理」につきましては、総務省の独立行政法人評価制度委員会から、先月、目標見直し法人に対して、新たに目標設定する際に、情報システムの整備・管理について、今後、デジタル庁が策定する方針に掲げられた取組と整合する目標を立てるよう指示があり、今回、事項を追加したものです。

資料1の説明は、以上となります。

続きまして、資料2を御覧ください。

第2期中長期目標のポイントとなる事項を抜粋して御説明させていただきます。

第2期中長期目標（案）の策定に当たっては、資料2にありますとおり「第1 政策体系における法人の位置づけ及び役割等」については、今回、大きく「法人の役割」。

「法人の現状と課題」。

「法人を取り巻く環境の変化」という書きぶりになっております。

これは、総務省独立行政法人評価制度委員会から、各独法に対して、目標設定に当たっては、当該法人を取り巻く政策課題、社会経済情勢、国の政策等を明確にするよう求められており、このような記載とさせていただいております。

1ページ目を御覧ください。

「法人の役割（ミッション）」となります。

法人の役割についてということで、医薬基盤・健康・栄養研究所法に基づき、法的に与えられた役割を具体的に記載するとともに、法人の専門性を生かしたメディカルサイエンスとヘルスサイエンスを融合した研究を一層推進し、研究成果の創出に努めることとしております。

また、これまで業績評価を実施する際の指標として、重要度が高いと考える項目について、これまで研究に関する事項を全て重要度が高いと整理しておりましたが、先ほど資料1でも御説明したとおり、事業にめり張りをつけるといった観点から、記載のとおり、5項目について、重要度が高い事業として整理しております。

2ページ目の「法人の現状と課題」を御覧ください。

法人の現状と課題について記載しております。

課題としては、下線を引いた部分となりますが、基盤的技術や生物資源が創薬開発等で活用されるよう、取組を強化する。

また、前回の会議で大西委員から御意見をいただいております、パンデミックが発生した際の支援体制の強化といった観点を踏まえ、感染症ワクチン開発は研究力の維持・向上の観点のみならず、危機管理の観点からも強化が必要であり、緊急時の迅速な開発を念頭に置いて、平時から研究開発体制を強化することが課題との記載をさせていただきました。

その他の課題として、3ページ目の下線部、国立健康・栄養研究所の大阪移転に伴う関係機関等との連携による健康的なまちづくりへの参画と、移転後の研究人材の確保や安定的な業務運営、組織の見直しを挙げており、また、統合の相乗効果を発揮するための研究により構築したマイクロバイームデータベースの拡充、有用微生物のゲノム解析等により、社会全体における利活用を推進するなどを課題として挙げております。

3ページ目の「法人を取り巻く環境の変化」についてです。

基盤的技術研究及び生物資源研究の分野に関しては、健康・医療戦略に掲げられているとおり、医療ニーズに応える医薬品の実用化を推進するといった状況等を踏まえ、法人として新たなモダリティの創出から各モダリティのデザイン、最適化、活性評価、有効性・安全性評価手法、製造技術等の研究開発まで、モダリティに関する基盤的な研究開発を行うことが求められております。

また、4ページ目の下線部では、ワクチン開発・生産体制強化戦略において位置づけられている施策への対応として、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興・再興感染症対応のワクチンや免疫システム等を応用した医薬品の開発、創薬標的枯渇問題に対する抗体核酸等の新しいモダリティ開発、難病等の創薬標的発見に向けたAI開発について、喫緊の課題として取り組んでいく必要があるとしております。

なお、健康と栄養に関しては、下線部の成長戦略フォローアップにおいて、自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会をはじめとする産学官やこれらの共同体などの様々な主体を連携した検討体制の下で、効果的な減塩アプローチなどに関するエビデンスの収集・分析を含む総合的な施策について、栄養サミットの日本政府コミットメントを踏まえることや、アジア諸国等への国際展開も視野に入れた検討を進めることが求められているところです。

以上の点に加えて、現在、国内外で社会問題となっている新型コロナウイルス感染症の国内における感染拡大を契機として、法人が取り組むべき役割が広がる中、限られたリソースを有効活用することが重要であることから、法人を取り巻く環境変化ということで記載しております。

5ページ目の「第4 業務運営の効率化に関する事項」でございます。

下線部でございますが、前回の部会で、清水委員、一條委員からいただいております、

組織体制、業務運営体制の見直しについて、具体的に示せないかという御意見を踏まえ、国立健康・栄養研究所の大阪移転に伴い、業務運営体制及び研究体制の効率化を図る観点から、医薬基盤研究所及び国立健康・栄養研究所の組織・人員体制を見直すとともに、研究シーズの相互利用の推進による統合効果の最大化、ICT化を含む管理部門業務の最適化、研究成果等の知的財産権の適切な管理運用体制の強化等を進めることにより、法人の一体的な機能強化を図ることを記載しております。

同じく5ページ目の「第5 財務内容の改善に関する事項」でございますが、前回の部会で清水委員から、繰越欠損金が今後どうなるかなど、明示的に示せないかとの御意見を踏まえ、繰越欠損金の一部または全部が解消されないおそれがあることを国民に丁寧に説明するとともに、理解を得られるよう、取組状況等を定期的に公表することを記載しております。

繰越欠損金の原因となっている特例業務及び承継業務は、法令で規定された実施期限が近づいておりますので、今後、繰越欠損金が解消されないおそれがあることについて、国民に丁寧に説明することとさせていただきます。

説明は以上となります。

○金倉部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明に御質問やコメントなどがあれば、お願いしたいと思いますが、御意見がございましたら、手挙げボタンでお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もしございましたら、また後ほど御意見を賜ればと思いますので、それでは、事務局より資料3について説明をお願いいたします。

○城本課長補佐 それでは、資料3を御覧ください。

現中長期目標と次期中長期目標（案）の対照表となります。

左側は現在の中長期目標となり、右側が次期中長期目標（案）となります。

右側の次期中長期目標（案）について、説明させていただきます。

1～3ページ目につきましては、先ほど資料2で御説明したとおりで「法人の役割」「法人の現状と課題」「法人を取り巻く環境の変化」について記載しております。

また、3ページ目の右側上段の枠に、※として「政策体系図は別紙のとおり」と記載しておりますが、こちらは本日お配りしている参考資料4において、医薬健栄研と国の施策との関係を示しております。

3ページ目の下段の枠を御覧いただくと、第2期中長期目標期間を記載しており、令和4年4月から令和11年3月までの7年間としております。

4ページ目からは「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」となります。

初めに「A. 医薬品等に関する事項」として「1. 基盤的技術の研究及び創薬等支援に関する事項」ということで、世界最高水準の医療の提供に寄与する革新的な医薬品等の開

発に資するよう業務を実施するという観点から、国の政策課題の解決と、国の経済成長に寄与することとして「（１）難病に対する治療法や医薬品等の開発に係る研究及び支援」。

「（２）ワクチン等の研究開発を含む新興・再興感染症対策に係る研究及び支援」。

「（３）免疫・腸内細菌叢研究に基づく個別最適化生活習慣病等対策に係る研究及び支援」。

「（４）抗体・核酸医薬等を中心とした新規モダリティとAIによる創薬技術開発に係る研究及び支援」の４項目に取り組むこととしております。

なお「（３）免疫・腸内細菌叢研究に基づく個別最適化生活習慣病等対策に係る研究及び支援」は、先ほど資料１で御説明さしあげたとおり、統合による相乗効果を発揮するための研究も含めた内容となります。

「基盤的技術の研究及び創薬等支援に関する事項」につきましては、事業内容や当期の見込み評価の結果なども踏まえ、重要度及び難易度ともに高い目標としております。

５ページの「２．生物資源に係る研究及び創薬等支援に関する事項」でございますが、ヒト組織・細胞株、疾患モデル動物、薬用植物、実験用霊長類等の生物資源は、医薬品等の開発に有用なツールであり、これらの生物資源の研究開発等を通じて、革新的な医薬品等の開発に貢献することとし「（１）創薬資源に係る研究及び支援」。

「（２）薬用植物に係る研究及び支援」。

「（３）霊長類に係る研究及び支援」の３項目に取り組むこととしております。

こちらの事項についても、事業内容等を踏まえ、重要度及び難易度ともに高い目標としております。

６ページの「３．医薬品等の開発振興に関する事項」でございますが、これまでに蓄積した医薬品等の開発支援に係る専門性や経験を生かして、国内外最新の技術動向等を的確に把握するとともに、公的試験研究機関等との連携を図り、希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器、特定用途医薬品をはじめとした医薬品等の開発を推進する必要があることから「（１）希少疾病用医薬品等・特定用途医薬品等開発振興事業」。

「（２）特例業務及び承継事業等」の２事業に取り組むこととしております。

７ページ目からは「健康と栄養に関する事項」となります。

先ほど資料１で御説明したとおり、事業にめり張りをつけるといった観点から、一部事項を整理しております。

初めに「国民の健康寿命延伸に資する科学的根拠を創出する基盤的・開発的研究に関する事項」として、環境への負荷低減に配慮した健康長寿社会の形成に向け、健康寿命の延伸と健康格差の解消、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底などに資する科学的根拠を蓄積し、国際機関及び他の研究機関等と連携し、健康・栄養の政策研究を推進する国の研究機関の機能を果たすため「（１）栄養・食生活及び身体活動に係る調査及び研究」。

「（２）栄養・食生活及び身体活動が健康に及ぼす影響に関する調査及び研究」の２項目に取り組むこととしております。

こちらの事項は、事業の内容を踏まえて、重要度及び難易度が高い目標としております。

「2. 栄養・食生活及び身体活動に関する指針作成、社会実装、政策提言に向けた研究に関する事項」として、基盤的・開発的研究により構築された科学的根拠について、因果関係評価や定量的リスク評価を行うとともに、指針の策定等や、指針や健康情報を普及・社会実装するための産学官等連携による環境整備を含む、健康行動を促進する方法の開発、政策提言に結びつけるため「(1) 健康寿命延伸のための食事・身体活動等指針の策定に資する研究」。

「(2) 環境整備を含めた食事・身体活動等指針や確かな健康情報の社会実装に資する研究」の2項目に取り組むこととしております。

こちらの事項につきましては、事業内容を踏まえて、重要度及び難易度が高い目標としております。

8ページ下部の「3. 国際協力・地域連携に関する事項」として、栄養と身体活動に関するWHO協力センターとしての実績を生かし国際協力を推進し、また、国内においても、地域の研究機関及び自治体との連携による持続可能な社会における健康的なまちづくりへの参画に関する研究を進めるといった観点から「(1) 持続可能な社会に向けた国際協力」。

「(2) 地域社会との連携による共同研究の実施」の2項目に取り組むこととしております。

こちらの事項につきましても、事業内容を踏まえて、重要度及び難易度が高い目標としております。

9ページ目を御覧ください。

「4. 法律に基づく事項」として、健康増進法に基づく国民健康・栄養調査の実施、健康増進法及び食品表示法の規定により収去された食品の試験の実施のため「(1) 国民健康・栄養調査の実施に関する支援及びその基盤整備の推進」。

「(2) 収去試験に関する業務並びに関連業務及び研究」の2項目に取り組むこととしております。

11ページ目を御覧ください。

「第4 業務運営の効率化に関する事項」。

「1. 業務改善の取組に関する事項」についてです。

「(1) 効果的かつ効率的な業務運営」については、新型コロナウイルス感染症の影響を含む法人を取り巻く環境変化を踏まえ、業務の効率的な運用に努めるとともに、先ほど資料2の説明でも少し触れましたが、国立健康・栄養研究所の大阪移転に伴う組織・人事体制等の見直しをはじめ、法人の一体的な機能強化について追記しております。

「(2) 業務運営の効率化による経費削減等」ですが、新たにカとして、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、積極的に取り組むことを追記しております。

加えて、資料1で御説明したとおり「(3) 情報システムの整備・管理」を新たに追記しております。

12ページの「2. 業務の電子化に関する事項」についてですが、デジタル技術の利活用や保有するデータの連携・活用により、業務の改善や新たな価値実現を果たすデジタルトランスフォーメーションを推進するとともに、デジタル技術を活用する人間の立場に立ったデジタル化を進めることを追記しております。

13ページ目の「第5 財務内容の改善に関する事項」についてですが、運営費交付金予算の確保が厳しい状況の中「2. 自己収入の増加に関する事項」を追加し、具体的な取組内容として、競争的研究資金の獲得や民間企業等との共同研究及び受託研究等による外部資金の獲得、研究施設の外部利用促進、寄附金の受入れ、特許権等の実施料収入などにより、自己収入を獲得することを追記しております。

「3. 繰越欠損金に関する事項」については、資料2で御説明したとおり、繰越欠損金の今後の状況についても、国民に丁寧に説明するよう追記しております。

14ページの「第6 その他業務運営に関する重要事項」ですが、大きな変更点はなく、若干文章を修正させていただきました。

説明は以上となります。

○金倉部会長 ありがとうございます。

8ページ目と13ページ目中、若干音声が不安定なところがありました。資料を見ていただいて御理解いただいたものとさせていただきたいと思いますが、ただいまの事務局からの御説明に対しまして、御質問やコメントがございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

手挙げボタンでお知らせいただければと思います。

○一條委員 一條です。

○金倉部会長 一條先生、どうぞ。

○一條委員 全体を通して、非常に分かりやすく次期中長期目標を設定されていると思いました。

ただ、資料1のときには分からないまま聞き逃していたのですが、資料3では、要するに、統合による相乗効果を発揮するような研究とか、そういった取組に関する評価方法は、現行の中長期目標のときは項目別に分かれていて、はっきりしていたと思います。一方で、次期中長期目標の場合は、一つは、4ページの「(3) 免疫・腸内細菌叢研究に基づく個別最適化生活習慣病等対策に係る研究及び支援」という研究項目の中で評価することと、もう一つは、11ページの「業務改善の取組に関する事項」で「効果的かつ効率的な業務運営」ができていくかという項目で評価するとご説明頂いたかと思います。

この2項目の中で統合による相乗的な効果を評価することになっているのかなと今お聞きして思ったのですが、まず、質問としては、4ページの中にもある、複数ある研究及び支援の項目の中で、なぜ3番だけになってしまうのかということと、もしこれを目標としたときに、どこで統合による相乗効果という観点から評価すべきかということに関して、4ページと11ページだけでいいのかが分からない。

実際に評価するときには、そういう項目としてちゃんと抽出された形で、それに対する評点をつける形になるのか、それともまさに現行の中長期目標の間に、米田理事長の強いリーダーシップで統合による相乗効果は十分になされたので、その項目をわざわざ挙げる必要はないという考え方の下に、項目が外されたのか。その辺について、少し教えていただくことはできますでしょうか。

以上です。

○金倉部会長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○佐々木厚生科学課長 厚生科学課長の佐々木です。

御指摘ありがとうございます。

まず、結論を先に申し上げますと、今、御指摘の最後のところでいただいた、1期目の間に、統合によるシナジー効果の素地が大分できたと考えております。

2期目に入りますと、旧健康・栄養研究所部分の大阪への移転もあります。

ですので、もはやこれは1つの法人であることは当たり前のこととして、今後、御評価いただく。その上で、さらにその中でも特出しすべきものは、項目として1つ別に立てているという評価を前提にして、今回の案を御審議いただければと思います。

御指摘ありがとうございます。

○一條委員 分かりました。

基本的な考え方はよく分かったのですが、今、1つだけ特出しとして出しているとおっしゃったのは、4ページの(3)の免疫・腸内細菌のところのことを挙げておられるのでしょうか。

○金倉部会長 いかがでしょうか。

佐々木課長、何かございますか。

○佐々木厚生科学課長 はい。そうでございます。

○一條委員 なるほど。

それは何か付随した形でわざわざ御説明いただいたら分かるのですが、中長期目標の文言の中にはそれが書かれていないような気がするのですが、それはそれで構わないものなのでしょうか。

○佐々木厚生科学課長 2期を最後まで進めていく頃には、これもまた溶け込んでいくものというか、あえて事例として補足的に説明しなくてもというものですので、今後数年間、この中長期目標でいくという範囲においては、記載はこの形でいかがかと思ったところです。

○一條委員 なるほど。

想定としては、具体的に評価をするときは、相乗的な効果があったかどうかは、たとえ4ページの(3)にも特にそういった評価項目はない形になるだろうということでもいいですか。

○佐々木厚生科学課長 はい。

繰り返しになりますが、1つの法人として2期目に入るわけですから、相乗効果（シナジー効果）がなければおかしいという前提です。

○一條委員 分かりました。大変ありがとうございます。

ただ、一つだけサイエンティフィックな観点からお聞きしたいのですが、なぜ（3）だけで相乗効果を特に期待されるのでしょうか。

1でも、2でも、4でも、全部それぞれ効果が期待されてよさそうな気がするのですが、そこが分からなかったのです。ここだけ説明していただいたので、かえって分かりにくいと思ってしまったのですが、いかがでしょうか。

○佐々木厚生科学課長 ありがとうございます。

私どもも説明する際に、どれでもというのがあったのですが、免疫・腸内細菌のところについては、割に最近、この法人の研究所でよく成果が出ている部分でもあったので、これを出して例示したところです。それ以上の他意はございません。

○一條委員 分かりました。

たしか資料1のときには、AIのことについてもメンションされたので、（3）も（4）にそれに当たるのかなと今思っていたので、研究は全般にそうだといいことですね。

相乗的な効果があってしかるべきだと理解していいということであれば、全てよく分かりましたので、どうもありがとうございました。

○金倉部会長 一條委員、ありがとうございました。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 清水ですが、全体として、中長期目標はいい形でまとまっているかと思うのですが、研究成果を最大にしていくための効率的なお金の使い方によって、最大の成果を求めるのは、これはこれで当然やらなければいけないのですが、一方で、研究をより大きな成果に結びつけていくためには、しっかりとした人材を確保することと、お金を確保することは研究のために絶対に必要だとも思うのです。

そのように考えると、資料3の13ページで自己収入の増加について触れているのですが、運営費交付金が増えてこない状態を前提にすると、この活動で運営費交付金以外の収入を本当に増やしていかないと、より大きな成果に結びつけていくのは結構きつくなってくるのではないかとも思うのです。

ここに記載されていますが、より強い表現で、自己収入を確保できるような道筋で努力してもらえそうな目標設定にしたほうが、研究の成果により結びつけてもらって、より活動を活発化させていくためにいいのかなと思うのです。

この辺は、どの程度の表現にするかはあると思うのですが、今お話を聞いた中では、ここをもうちょっと充実させてもらって、お金をきちんと確保してもらって、研究者が十分な研究ができるように、資金的な裏づけを何とか確保してもらえそうな方法を考えてい

ただけないかと思ったのです。

一言だけ、感想的な意見ですが、お願いしたいと思います。

○金倉部会長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。もう少し収入増加に関するものがあってもよろしいのではないかという御意見のように思いますが。

○佐々木厚生科学課長 厚生科学課長の佐々木です。

御指摘ありがとうございます。

国立研究開発法人、独法化したメリットの一つは、まさに国の機関であるときも予算という枠に縛られない、自分たちが努力すれば、収入の分が増えれば、それだけ費用の分も立てられるメリットがあるわけです。

中長期目標の記載としては、どうしてもこうした定性的な書き方になってしまいますが、例えば組織として法人がこういうものを目指して頑張っていこうというのであれば中長期計画、またそれぞれの年度計画の中で目標を立て、それに応じた組織内の人の配置の仕方、委託の出し方とかも、外部のリソースを入れた上で、資金獲得のための方策を講じるという運営の自由度の中で具現化していく話だと思えます。

中長期目標の書き方がこれだとあまりにも定性的過ぎるというのであれば、また座長等とも相談したいと思いますが、いずれこれを基にしてどういう運営の仕方をしていくかは、今申し上げました、せつかく独法化した法人の活動の自由度の中で反映させていきたいと考えています。

御指摘ありがとうございます。

○金倉部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から資料4について御説明をお願いしたいと思います。

○城本課長補佐 それでは、資料4「医薬基盤・健康・栄養研究所評価に関する評価軸（案）等について」を御覧ください。

評価軸につきましては、法人の役割やそれぞれの目標に応じ、目標設定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示することとなっております。

なお、評価軸の設定に当たっては、例えば科学的・技術的観点、社会的・経済的観点、国際的観点、時間的観点、妥当性の観点、マネジメントの観点、政策的観点等を踏まえて設定する必要があり、研究開発の事務及び事業を評価する際の重要な視点となります。

また、評価に当たっては、それぞれの目標に応じて設定した評価軸に基づいて評価することとなり、その際、定性的な観点、定量的な観点の双方を勘案して、適切に評価することが重要となります。

1 ページ目を御覧ください。

「A. 医薬品等に関する事項」については、真ん中の青色の部分ですが「主な評価軸」について変更はございません。

なお、右側の指標につきましては、新たな指標として「外部資金獲得件数」の項目を追加しております。

7ページ目を御覧ください。

「B. 健康と栄養に関する事項」でございますが、真ん中の「主な評価軸」でございますが、大きな変更はございませんが、記載のとおり、具体例を挙げることなどにより、適切に評価が行えるよう修正させていただきました。

説明は以上となります。

○金倉部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの御説明に対しまして、御質問やコメントがございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

丸山委員、どうぞ。

○丸山委員 丸山ですが、恐れ入ります。

特に「健康と栄養に関する事項」で、7ページになりますが、左下の栄養・食生活及び身体活動に関する指針作成に関連して、とりわけ社会実装、政策提言に向けた研究に関する事項の中で「評価指標」あるいは「モニタリング指標」を設定していただいています。

今回の目標の設定に当たって、まずはとりわけ質の高い研究を展開していただいた上で、それが社会に実際に展開されるための社会実装という観点を入れていただいたこと、また、先ほどの御説明の中でも、食品製造業とか関連流通企業等の、いわゆる食に関連する様々な方々をよりよい方向へ導くための実装ができることは、今、国民の健康を守る観点からすごく重要な事項だと思っておりますので、これは非常に評価が高いことかと思っております。その点は強化したいと思っております。

それにつけてもですが、まず、実際に社会実装に貢献したことをどのようにして判断するかの観点はなかなか難しいかと思えます。

社会実装施策等への貢献度などについて、貢献の数で示されようとしていらっしゃいますが、ここは具体的にどのようなイメージで数字を取ろうとお考えになっていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

○金倉部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。事務局から御意見はございますでしょうか。

○佐々木厚生科学課長 厚生科学課長の佐々木です。

御指摘ありがとうございます。

まず、社会実装という点において、一旦横にそれる話になるかもしれませんが、今、私の隣におります清野室長が陣頭指揮を執って、このたび東京栄養サミットを無事に終えることができました。

恐らく、社会実装の具現化の仕方そのものも、これからの時代、我が国が今回、世界に発信したものを踏まえて、単に国内の政策のみならず、国際社会における発信の仕方、貢献の仕方、協力の仕方もまた社会実装に加えるべきことになっていこうと思っております。

す。

そうした中で、今の丸山委員の直接の御指摘は、何をもってして貢献数というカウントの仕方になるかということにもなるわけですが、今、これをもって直ちに評価の際にはこういう数のカウントの仕方をするのだ、物によっては、当然ながら重みづけをしなければ、同じ1でカウントをするのが適当ではないものもあるかもしれません。

なので、この案をお示ししておきながら、今、具体的にこうですと幾つか事例を申し上げることは直ちにはできませんが、いずれ物の考え方は、今申し上げたような形の分野まで入れた上で、そして、それぞれの個々の重みづけも勘案した上でのカウントの仕方を今後、評価の際にさせていただければと思っております。

以上です。

○丸山委員 ありがとうございます。

多分、実際には、この取組を行うための枠組みづくりをするところからが、相当御苦労なさるところではないかと思っております。

一方で、日本の国民の食べ方は、もはや原材料を自分の家で作って食べるという食べ方ではなくて、加工食品に対する依存度が非常に高くなっていることが直近の健康・栄養研究所のいろいろな御研究の成果でも出ていることだろうとも思います。

当然のことながら、先進諸国では同様の問題が進んでおりますし、途上国はこれまでにない速さでこの状態になりつつあり、かつ、それが国際間の関係にも大きく影響を及ぼしている状況でありますから、ぜひ東京サミットの宣言などを軸にしつつ、その都度の段階的な評価も細かく丁寧にしていただけると、中長期目標としての達成度が高まるのではないかと期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○金倉部会長 貴重な御意見をありがとうございました。

ほかに委員の先生方から何かございますでしょうか。

○定本委員 定本ですが、よろしいでしょうか。

○金倉部会長 お願いします。

○定本委員 今の丸山先生のお話で、今共有されている資料を見ております。

中長期目標のBの1と2ということで、この目標が非常にしっかりとされてきて、分かりやすくなって、すっきりしているものになっていると率直に感じました。

ただ、評価のところのお話になって、実際に研究員あるいは職員が研究調査の実務に当たるときに、それぞれBの1の「国民の健康寿命延伸に資する科学的根拠」云々と2の「栄養・食生活」云々の目標に対して、個々に独立した調査研究をしなければいけないのか、そこまで目標を縛るのか。

恐らく、Bの1と2は、共通する部分が現場では出てくると思うのです。その辺りをどのように考えていけばいいのか。

今までたくさん評価をさせていただいていたので、評価という側面から見ると、同じ研究成果や同じ調査のデータを2つの方向から違った目標に照らして評価・判断するのか、

それぞれ別の研究調査があつて、独立してやっていくのか。本来は、これは連動しているものだと思いますし、共有する部分があるかと思うのです。

そういう共有と連動している部分はかなり余裕を持って許して見ていく、あるいは評価していく中長期目標である、ただし、2つに分けて目標を立てているという解釈ができるのですが、この辺をもう少し説明していただけるとありがたいと思います。

○金倉部会長 ありがとうございます。

事務局から補足的なことはございますでしょうか。

○佐々木厚生科学課長 厚生科学課長の佐々木です。

御指摘ありがとうございます。

今御指摘いただいた点は、委員からもおっしゃっていただいたとおり、実際に個々の職員、個々の研究者からすれば、自分のテーマが複数の中長期目標、またそれに基づいた法人の中長期計画にまたがることは、当然想定しています。

これには2つの側面がありまして、一つは、先ほども相乗効果（シナジー効果）のことを御説明させていただきましたが、法人全体としても今後、例えば栄養からのアプローチだけでも、旧基盤研に発展・反映できるものもありますし、そういった法人の運営全体の中でのシナジー効果（相乗効果）という意味でも、個々の研究者、個々のプロジェクトが結果的に複数の中長期目標、また中長期計画にまたがることは想定しているところです。

もう一つの側面は、今度は逆に法人全体が個々の部署、セクション、研究者にこの課題をやってみないかと考えたときに、今度は逆の方向になりますが、その方向においても、せっかく自分のところの職員にこれだけのタレントがいるのだから、この2つのものを一緒にした統合プロジェクト的なものをやれないのかというアプローチもあろうかと思っております。

こういった2つの側面から見ても、今御指摘いただいた点については、1つの研究、1つのプロジェクトが1つの中長期目標に対応するのではなくて、1対多、場合によっては多対1の関係も想定して、この目標というか、評価軸を御審議いただければと思います。

以上です。

○定本委員 分かりました。

皆さんの人数が限られているので、効率的なよい研究が出る方向で考えてくださっているという目標であることが分かりました。

ありがとうございます。

○金倉部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、本日の議事は以上となりますが、今までの委員の先生方の意見も取り込んだいい案ができていますかと思っておりますので、本日の委員の先生方の意見も参考としていただいて、事務局において次期中長期目標（案）の策定の所定の手続を進めていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

事務局にお返しします。

○城本課長補佐　ただいま部会長から御指摘のありましたとおり、本日御議論いただいた国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の第2期中長期目標（案）につきましては、本部会と総務省独立行政法人評価制度委員会の意見を踏まえ、財務大臣との協議の上、厚生労働大臣が目標を策定し、医薬基盤・健康・栄養研究所に指示することとなります。

決定した内容につきましては、委員の皆様へ情報提供させていただきたいと考えております。

事務局からは以上となります。

○金倉部会長　以上でございますが、特段の御意見がないようでしたら、本日の委員会はこれで閉会とさせていただきたいと思ひます。

どうもありがとうございました。